

加古川中央市民病院 管理棟 1 階個人防護具保管施設整備工事

仕 様 書

地方独立行政法人加古川市民病院機構

1. 適用

本仕様書は、地方独立行政法人加古川市民病院機構 加古川中央市民病院（以下「甲」という。）の発行する設計図書、基本工程表並びに関係図書、関係諸法規に基づく加古川中央市民病院 管理棟 1 階個人防護具保管施設整備工事（以下「当工事」という。）に適用する。

2. 基本方針

当工事の受注者（以下「乙」という。）本仕様書、設計図書並びに関係法規に基づき、安全・品質を確保し、以下の工事期間内に完成すること。また、工事中における周辺住民及び甲の要請に対しても柔軟かつ誠意をもって対応可能な実施体制とすること。

3. 工事の概要

（１）工事場所等

- ・工事場所：加古川中央市民病院 管理棟 1 階
- ・工事内容：飲食店テナント撤去後（スケルトン状態）の現状から、個人防護具を保管できるように倉庫仕様へ仕上げる。
- ・工事工種：仮設工事、撤去工事、外壁工事、コンクリート工事、左官工事、木工事、鋼製建具工事、内装工事（軽天・ボード）、内装工事（クロス・床他）、硝子工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、換気設備工事、ガス工事、雑工事
（詳細は仕様書別紙を確認すること）

（２）工事期間：契約日から 2027 年 1 月 31 日までとする。

4. 施工体制（現場代理人・技術者の配置）

- （１）乙は、現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。ただし、8. 緊急時の対応及び再委託（下請）の制限に定める再委託先又は再請負先を配置することは認めない。
- （２）乙は、作業中は甲の担当者（以下「担当者」という。）と常時連絡がとれる現場管理者（現場代理人と兼任可）を配置すること。ただし、8. 緊急時の対応及び再委託（下請）の制限に定める再委託先又は再請負先を配置することは認めない。
- （３）甲が別途行う既存施設又は備品を含む移設等、他の事業者が行う工事と密接な関係があるときは、これらの事業者と自主的、主体的に連携を図り、円滑な工事施工を行うこと。

- (4) 乙は、文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うとともに、工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

5. 建設業許可及び資格の確認

- (1) 当工事が建設業法上の建設工事に該当する場合、乙は契約手続開始前に、有効な建設業許可（許可業種・許可区分・許可番号・許可期限等が確認できるもの）の写しを担当者に提出すること。
- (2) 乙は、必要に応じて主任技術者又は監理技術者を配置し、技術者届、資格者証の写しその他必要な資料を担当者に提出すること。

6. 施工計画・工程管理

- (1) 乙は、契約締結後、作業の候補日時を複数提案すること（会議室・共用スペース等であれば他の用途で利用される日時があるため、複数候補を提案すること）。甲は候補日時の中から作業可能な日時を決定し、乙へ回答する。
- (2) 乙は、工事着手に先立ち、施工計画書（仮設計画、工事組織、安全体制、緊急連絡先、工程表、その他状況に応じて記載）を作成し、担当者の確認を受けた後に着手すること。
- (3) 現場での作業時間は、原則として平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※騒音・振動を生じる作業は、事前に甲と協議のうえ、休診日等病院運営に支障の少ない日時に実施するものとする。

※作業前は、病院棟裏側の搬入口から入り、防災センターで入館手続きを行うこと。退館する際は退館手続きを行うこと。作業にあたり、扉等の施錠・開錠が必要な場合は、防災センターへ依頼すること。病院棟に入館しない作業であっても、作業を始める旨・作業を完了して撤収する旨を防災センターへ声掛けを行うこと。

※夜間帯・土日祝祭日の作業を希望する場合は、事前に甲と協議のうえで決定すること。なお、夜間帯・土日祝祭日の作業により発生する労務費等は乙の負担とする。

7. 安全管理・環境配慮

- (1) 乙は、患者、職員及び来院者の安全確保を最優先として本工事を実施すること。
- (2) 工事現場は、周囲に適切な柵、囲い等を設け範囲を明確にし、来院者動線と分離し工事関係者以外の立ち入りを禁止するとともにその旨の表示を徹底すること。工事現場以外の場所、隣地、公道等における作業は禁止し、工事現場内の秩序を保持させること。
- (3) 工事現場へのアクセスは、甲が指定する経路によることを原則とする。搬出入作業等について

は、事前に担当者と協議のうえ、来院者・職員等の通行に支障が出ないよう配慮すること。搬出入作業や脚立作業等は、通行者が確認できるよう複数人で実施すること。

- (4) 工事現場内、近隣、第三者に対して事故等の被害を与えないことはもとより、周辺環境に対しても振動、騒音、粉じん等必要な措置を講じたうえで作業を行うこと。可能な限り汚れないよう注意するとともに、汚れが付着した場合は、直ちに清掃等を行い復旧させること。
- (5) 診療への影響を最小限とするよう、担当者と協議のうえ工程を調整すること。
- (6) 工事現場では、すべての工事関係者に名札及び腕章を身に付けさせること。

8. 緊急時の対応及び再委託（下請）の制限

- (1) 施工中に停電、断水、医療ガス供給停止その他病院機能に影響を及ぼす事象が生じた場合、乙は直ちに担当者へ報告し、その指示に従うこと。
- (2) 施工中に、緊急を要する診療行為の発生等により工事区域を甲が使用する必要がある場合は、乙は作業を中断して一時退避すること。作業の再開については、甲に従うこと。
- (3) 乙が当工事の全部又は一部を第三者に再委託又は再請負させようとするときは、事前に書面により甲の承諾を得ること。

9. 建設副産物・廃棄物処理

- (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の趣旨に則り、建設廃棄物の抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等により排出される建設資材の再資源化にも努めること。
- (2) 本工事に伴い発生した産業廃棄物（撤去部材等を含む。）については、乙が排出事業者となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づき、自らの責任において収集運搬及び処分すること。

10. その他の手続事項

- (1) 「建設業法第 24 条の 8」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体系図は工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。
- (2) 建築物に関する中間・完了検査等、必要な手続及び業務等を事業スケジュールに支障がないよう実施すること。
- (3) 乙が独自に有する仕様書、品質管理基準を用いる場合は、事前に担当者に説明のうえ、確認を受けること。

11. 完成検査及び引渡し

- (1) 甲が要請したとき、乙は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。なお、担当者は工事現場の状況確認を行うことができる。
- (2) 乙は、工事完了時に施工記録を整備して提出し、担当者の確認を受けること。
- (3) 工事完了後、甲に工事完了届を提出して担当者の履行確認を受けること。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。
- (4) 竣工後、乙は、乙独自の品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを甲に報告し、担当者の確認を受けること。なお、機器の保証期間については、メーカー保証期間に準じる。
- (5) 竣工後、完成図書：竣工図（データの修正を含む）、検査記録、設備機器取扱説明書、保証書等）を整備し提出すること。

12. 法令等の遵守

乙は、本工事の実施にあたり、建設業法その他関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

13. 留意事項、その他

- (1) 甲は、稼働中の病院であり、工事に際しては、病院の業務運営に支障のないよう配慮するとともに、近隣を含めた第三者に対しても安全・環境等の問題が生じないよう対策を講ずること。また、問題が発生した場合は乙の責任において速やかに誠意をもって対応すること。
- (2) 病院内では、頻繁に改修・修繕工事を実施しているため、竣工図と現地が一致しない場合がある。現場施工に先立ち、現地調査を確実にし、施工計画書を担当者に提出し、担当者の確認を受けたのち工事に着手すること。
- (3) 生命維持管理装置等、病院機能上重要な設備に係る工事については、甲が指定する事業者による施工を原則とする（対象設備及び指定事業者は個別案件ごとに定める）。
- (4) 本仕様書及び参考図書・参考内訳書等に記載はなくとも、法令上又は明らかに必要であるものは、当工事に含み、乙の責任において対応すること。
- (5) 仕様書、設計図書等に記載がない事項等疑義が生じた場合は、担当者との協議により対応する。
- (6) 工事車両の駐車場確保及び駐車料金に関しては、乙の負担とする。駐車位置、撤去部材の仮置き等については、6. 施工計画・工程管理において施工計画書を提出する前に、甲へ確認すること。

- (7) 本仕様書は、甲内部における工事発注手続の見直しに応じて、必要な範囲で定期的に見直すものとする。

14. 関係法令及び参考基準等

当工事の施工に当たっては、本仕様書及び設計図書、関係図書等に特段の記載がない場合でも、次の関係法令等（すべての関連施行令・規則等を含む。）を遵守すること。また、下記以外に業務実施にあたり必要となるその他の法令、関係条例等についても遵守すること。

1) 遵守すべき関係法令等

a. 法令関係

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）
土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）
道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）
エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」（昭和 54 年法律第 49 号）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）
健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号）
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）
児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）
その他関連法令等

b. 条例関係

まちづくり基本条例（平成 11 年 3 月 18 日条例第 29 号）
加古川市景観まちづくり条例（平成 10 年 9 月 29 日条例第 20 号）
屋外広告物条例（平成 4 年 3 月 27 日条例第 22 号）
建築基準条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 32 号）
福祉のまちづくり条例（平成 4 年 10 月 9 日条例第 37 号）

景観の形成等に関する条例（昭和 60 年 3 月 27 日条例第 17 号）

情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 6 号）

個人情報の保護に関する条例（平成 8 年 10 月 9 日条例第 24 号）

危険物の規制に関する規則（昭和 37 年 9 月 10 日規則第 66 号）

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号）

総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）

加古川市中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成 18 年 4 月 1 日改正）

加古川市開発事業の調整等に関する条例（平成 19 年 3 月 30 日条例第 1 号）

加古川市火災予防条例（昭和 36 年 12 月 25 日条例第 30 号）

加古川市建築防災計画書指導要領（昭和 62 年 7 月 1 日）

その他の関連条例等

c. 本業務の実施にあたり参考とする仕様等

公共建築工事標準仕様書 最新年度年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

建築工事監理指針 最新年度年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

建築保全業務共通仕様書 最新年度年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

昇降機の維持及び運行の管理に関する指針 平成 5 年 6 月 30 日（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）

d. その他

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）を標準とするが、イニシャルコストを低減するために実績等を含め設計者が建物性能上支障の無い（ランニングコスト等含め）と認める範囲での仕様変更の提案は可とする。

以上